

平成28年第1回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招 集 告 示 日	平成28年 1月27日					
招 集 年 月 日	平成28年 2月 1日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成28年 2月 1日午前10時00分			議 長	昆 暉 雄
	閉 会	平成28年 2月 1日午前11時48分			議 長	昆 暉 雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	10番 坂本 正		11番 菊地 光明		12番 山崎 泰昌	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	白土 まさ子		書記	角 田 廉 子	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡 例 出 席 ○ 欠 席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	昆 秀 樹	○
	副 町 長	甲 斐 谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひ ろ み	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川 守 田 正 人	○
	技 監	田 川 和 義	○	建築住宅課長	佐 々 木 政 勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐 々 木 達 彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	里 舘 敏 彦	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	△
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐 々 木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	澤 木 次 博	○	教 育 次 長	佐 々 木 真 悟	○
	農 林 課 長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	菊 池 利 博	○
	水産商工課長	甲 斐 谷 芳 一	○			
	町 民 課 長	中 屋 佳 信	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回山田町議会臨時会議事日程

平成28年2月1日（月）午前10時開議

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 仮議長の指名
- 日 程 第 4 報告第1号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業1号集落道他整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 5 議案第1号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第2号 財産（土地）の取得に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第3号 長林団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第4号 船越第1団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第5号 船越第8団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第10 議案第6号 田の浜団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第11 議案第7号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第12 議案第8号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第7号）

平成28年2月1日

平成28年第1回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、平成28年第1回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

10番坂本正君、11番菊地光明君、12番山崎泰昌君、以上3名を指名します。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、仮議長の指名をします。

本会期中の仮議長に7番尾形英明君を指名します。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第4、報告第1号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業1号集落道他整備工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

内容の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（甲斐谷芳一）

報告第1号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業1号集落道他整備工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成25年第3回山田町議会定例会において議案第113号で議決をいただき、その後2回の変更議決を経て、請負金額3億5,837万9,850円で株式会社カネナカが施工していた工事であります。

施工箇所については資料2をごらんください。今回の変更は、施工にあたり地下湧水が見られたことから暗渠排水管の追加と道路路側帯のコンクリート叩きの追加、植生ネットの増、消防屯所用地造成に伴う重力式擁壁の減及び工事完了へ向け数量を精査したことによる変更になります。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額3億5,837万9,850円に消費税込金額239万4,180円を加えた金額3億6,077万4,030円で、去る1月4日に請負変更契約を締結したものであり、1月25日に完成している工事であります。

以上、大浦地区漁業集落防災機能強化事業1号集落道他整備工事の請負変更契約の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第1号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

議案第1号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

山田町町税条例等の一部を改正する条例、平成27年山田町条例第18号は、27年3月31日に専決処分を行い、平成27年第2回山田町議会定例会において議案第59号として6月9日に専決処分のご

承認をいただき所要の改正を行っておりますが、27年12月16日決定の平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、この改正された町税条例を一部改正する条例の準則が27年12月21日付けで県から示されました。県から示された改正条例の一部改正では、先にご承認いただいた山田町町税条例等の一部を改正する条例中、28年1月1日施行の条項が改正の対象であることから、去る27年12月28日に専決処分したものです。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。資料をお開きください。第1条のうち第51条は町民税の減免に関する規定です。改正後は減免申請書類にマイナンバー法による個人番号の記載を要しないこととなります。第125条の4は特別土地保有税の減免に関する規定です。改正後は減免申請書類にマイナンバー法による個人番号の記載を要しないこととなります。

本文に戻っていただきまして、この条例の施行日は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

条例そのものについては特にお聞きすることはないのですけれども、条文というのは一般の人が見てもなかなか分かりづらい。そこで簡単にこういうことだというふうなことを説明していただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（澤木次博）

説明文のほうでも分かりやすいように…。簡単に言えばマイナンバー法による個人番号の記載が必要ではないというふうなご説明させていただいたところでございます。新旧のほうでやれば、もっと長く書いてございますので、その辺を簡潔にご説明申し上げたつもりでございますのでご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第1号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第6、議案第2号 財産(土地)の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第2号 財産(土地)の取得に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

取得の目的は、船越・田の浜地区防災集団移転促進事業に係る船越第1団地用地として土地を取得するものです。

それでは概要について説明いたしますので、別表をごらんください。土地については下閉伊郡山田町船越第6地割51番2で、地目は山林となっております。面積は7,360平方メートル、坪にしますと約2,226坪、取得予定金額は1,140万8,000円であります。

次に、資料をごらんください。赤線で囲んでいる部分が船越第1団地の事業区域で、土地の取得予定地を黄色で表示しております。今回の用地取得により計画面積の取得は完了となります。

以上、提案理由と取得の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第2号 財産(土地)の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第3号 長林団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第3号 長林団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

委託協定の締結理由は平成24年6月に岩手県と山田町で締結した災害公営住宅整備事業の実施に係る覚書において、県と町との建設戸数割合については全体供給戸数の約3分の2を県が建設することにしており、船越地区の災害公営住宅については町が県に建設委託を実施して、早期完成を図ろうとするものです。

それでは委託協定について説明いたしますので、資料1をごらんください。長林団地災害公営住宅整備事業の協定額は、税込3億6,912万8,800円となります。

次に、資料2をごらんください。建設予定場所の位置図であります。防災移転促進区域船越第1団地内に建設するものです。

資料3をごらんください。団地の計画配置図であります。整備する建物は木造平屋建て、赤で表示した箇所の2DKタイプが13戸、青で表示した箇所の3DKタイプが7戸、黄色で表示した箇所の2DKタイプの車椅子用が2戸で合計22戸となっております。

資料4をごらんください。タイプ別の平面図となっております。図面左側は2DKタイプで17.03坪、図面中央は3DKタイプで21.94坪、図面右側は2DKタイプの車椅子用で22.23坪となっております。

次に契約について説明しますので、議案本文をごらんください。協定の期間は平成28年2月12日から28年11月30日までとしております。協定の相手方は岩手県となります。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

確認ですが、資料4の一部訂正部分というのはどういう形で、今説明したのはもとのやつですよ。間違いの部分はどこなのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

資料の訂正は議案第6号のほうの田の浜団地のほうになりますので、ご理解いただきたいと思いま
す。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。2番。

○2番田村剛一議員

これも初歩的な質問で申し訳ないのですけれども、県に委託するという形になるようでは
けれども、これはどういうこと…どういうことで質問するのは無責任か分からないのですけれども、本来町で
やるべきものを県に委託してやってもらうということなのか、そのことによって実際町でやるものと県
でやるものについて何か違いが出てくるのかどうかお願いしたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

提案の中でもお話しいたしましたけれども、県のほうの建設は3分の2という覚書の中で締結を行
っておりますので、今回県のほうに建設を委託するという形。あとは町が独自に発注するとなると、
人的な部分でも大変な部分がございますので、今回岩手県のほうに建設をお願いしたという経緯でご
ざいます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そうしますと、町でやるのも県でやるのも同じだけれども町のほうでやるというのは、人材とかい
ろんな形で大変だということで県に委託すると、こういうふうに説明がありました。そのようによろ
しいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今議員さんおっしゃったとおり、そのようになると思えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第3号 長林団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第8、議案第4号 船越第1団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長 (佐々木政勝)

議案第4号 船越第1団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

建設委託の締結理由は平成24年6月に岩手県と山田町で締結した災害公営住宅整備事業の実施に係る覚書において、県と町との建設戸数割合について、全体供給戸数の約3分の2を県が建設することとしており、船越地区の災害公営住宅については町が県に建設委託を実施して早期完成を図ろうとするものです。

それでは委託協定について説明いたしますので、資料1をごらんください。船越第1団地災害公営住宅整備事業の協定額は、税込5億8,827万9,000円となります。

次に、資料2をごらんください。建設予定場所の位置図であります。防災移転促進区域船越第1団地内に建設するものです。

資料3をごらんください。赤枠で表示している箇所が団地の計画配置図であります。整備する建物は鉄筋コンクリート造りの3階建て、1DKタイプが6戸、2DKタイプが14戸、2DKタイプの車椅子用が1戸で合計21戸となっております。

資料4をごらんください。階数別の平面図となっております。床面積は1DKタイプが13.6坪、2DKタイプが16.6坪、2DKタイプの車椅子用が19.6坪となっております。

次に契約について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の期間は平成28年2月12日から29年9月30日までとしております。協定の相手方は岩手県となります。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

議案第4号で今説明がありました完成時期ですけれども、これは29年9月30日までですが、議案第3号で説明のありましたのは28年11月30日となっております。10カ月間違うのですけれども、戸別とマンション型で違うというのは分かるのですけれども、これはどういう関係で10カ月も完成時期がずれるのか、その辺を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第3号のほうは木造の平屋建てということで、工期が28年度、11月30日。議案第4号のほうは鉄筋コンクリート造りの3階建てということでございまして、どうしてもコンクリートの養生期間、その辺も含めると工期が長くなってしまいうということでこういう工期設定になってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第4号 船越第1団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第5号 船越第8団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第5号 船越第8団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

委託協定の締結理由は平成24年6月に岩手県と山田町で締結した災害公営住宅整備事業の実施に係る覚書において、県と町との建設戸数割合について、全体供給戸数の約3分の2を県が建設することとしており、船越地区の災害公営住宅については町が県に建設委託を実施して、早期完成を図ろうとするものです。

それでは委託協定について説明いたしますので、資料1をごらんください。船越第8団地災害公営住宅整備事業の協定額は、税込2億4,777万2,000円となります。

次に、資料2をごらんください。建設予定場所の位置図であります。防災移転促進区域船越第8団地内に建設するものです。

資料3をごらんください。団地の計画配置図であります。整備する建物は木造平屋建て、赤で表示した箇所の2DKタイプが10戸、青で表示した箇所の3DKタイプが4戸、黄色で表示した箇所の2DKタイプの車椅子用が1戸で合計15戸となっております。

資料4をごらんください。タイプ別の平面図となっております。図面左側が2DKタイプで17.47坪、図面中央は3DKタイプで22.04坪、図面右側は2DKタイプの車椅子用が22.14坪となっております。

次に契約について説明しますので、議案本文をごらんください。協定の期間は平成28年2月12日から28年11月30日までとしております。協定の相手方は岩手県となります。

以上、提案理由とその概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

木造だけでも地元でやる人がいなかったのですか。そのために丸投げした格好になるわけですね。その点について説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今回、木造に関しても21戸とか15戸という建設戸数になってございます。そうなりますと、請負金額の関係から特定建設業を持っている業者さんという形になってしまいますので、町内ではほとんどの方が一般建設業の登録の業者さんということで、今回岩手県のほうにお願いした形でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

山田でも特定建設業を持っている人は1社か2社くらいあると聞いていますが、その点について説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

町内にも特定建設業を持っている業者1社と、準町内業者の1社の2社はございますけれども、今回県建設で3分の2という覚書のこともございましたので今回岩手県のほうに建設をお願いしたという形でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

町のほうで例えば木造だけでもそういう人たち、例えば3者以上とか入札の規定があると思うのですが、外部から入れてもそういう入札の方法というのはなかったのですか。やはりその辺も聞いてやらないと、町は何でもかんでも丸投げが多いから。投げるのであれば誰でも簡単にできるから。その辺を吟味して町の活性化を図るためには、しかるべき措置を取りながらやっていくのが一番いいのではないかと思うのです。今後、こういうのは気を付けてやらないとだめだと思うのです。甲斐谷副長は今の質問に対して、あなたのほうから答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

当初の協定の説明があったわけですが、当初非常に混乱していて町内の業者で行き届いてやれない部分が多くありました。そういった中で、県で支援するもの、県で行うべきものということでいろいろな相談の中で協定を結んだ経過がございます。県のほうとしても、本来県が行うべき大きな災害であったわけですが、その災害の中で県が支援するという役割を果たすべく中で結ばれた協定でありますので、そういった中でとり行われる工事であります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番坂本 正議員

今の関連でちょっとお尋ねするのだが、山田型復興住宅等々、山田では用意ドンであげておったのですが、それに関してどういう格好で。これに関連して話しているのですが、こういう格好ではそれ

はどこら辺を山田型の復興住宅というのを取り入れてやっているのか。

その他に、今副町長おっしゃったのだけれど、何で木造住宅を、それではどういう格好で業者が1件と準業者が1件あるということですが、どういうふうにもその方々には説明してだめだったのか。

その2点を先に教えてください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。相談をして答弁を願います。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開します。

答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

まず、1点目の山田型復興住宅を取り入れてもという話でございましたけれども、今回の災害公営住宅とは別に切り離して事業を進めている内容でございまして、山田型住宅に関しては自力再建を望んでいらっしゃる方で低廉な価格で住宅を建てたいという方について、高台とかに建設を希望なされば建設ということで山田の協議会と進めてきている事業でございます。

2点目についてですけれども、町内あるいは準町内業者が2社あるという形の中で指名の関係でございまして、今回のやつは岩手県のほうが提案型ということで公募をいたしまして業者を決めるという形での発注方法でございまして、その中で町内業者さんが手を実際挙げて、その中で採点するわけですけれども、その中で点数が形に見合えば受注はできたわけですけれども、今回の場合はそういう形になっていないということをご了解いただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私が言っているのはそういう意味ではなく、山田の2社に対してどういうふうにも事前にお話を聞いたのですかと。それがなければいいです。誰もそこまで聞いていません。

あとは、山田型のやつは設計屋がどこなのかわからないけれど、山田で県のほうに発注するのだから山田の言いなりにできるはずですよ。県のほうに発注したから県のほうで勝手にすると思うと、そういう言い方はないと思う。山田のほうで県のほうに発注するのだから、県のほうにこういうふうにもやっってくださいよと、そう言ったらある程度言うことが通るのではないですか。

何もかにも今言ったように山田が県のほうに丸投げで、そうしたらやはりあなた方も役というの何をやっているのかさっぱりほうでなくなってしまう。悪いけど。そこら辺を私は言っているのです。だからもう一回、山田町の2社に対してお話をしたのかしなかったのか。県のほうに丸投げした

から県のほうの基準に則って入札すればそのときはまるかばまらないか、そんな無責任な話誰も聞いていません。基本的な話を聞いている。そういうことではまずいのではないですか。やはりあなた方は税金をもらっている山田町の業者になるべくなら発注をしてやっていくのが当たり前だと思うのです。そこら辺をもう一回やって、聞いて。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

今回の2社に対しましては、町のほうからの話はない中で県のほうにお願いして進めた経緯はございますので了承願いたいと思います。

あと、山田型の住宅を今回山田が建設を委託するのだからその形でというお話でございますけれども、この標準仕様のほうについては岩手県、山田町の標準仕様は定めていますけれどもそれに倣った形での住宅仕様となつてございますので、山田型住宅についてはその仕様よりは若干レベルを落とした形での建設となりますのでどうしても建設のコストが違ってくるわけでございます。ですので、山田型復興住宅の仕様では今回発注はできない、災害公営住宅の標準仕様で発注しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「どこの設計屋かと聞いていた」と呼ぶ者あり）

○建築住宅課長（佐々木政勝）

設計事務所のほうは山田型復興協議会の中に参加していただいている町内の佐々木建築事務所さんでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうなれば1番も金額も安くして、同じ設計屋さんなのだから。山田型を取り入れて金額を安くやったほうが借りる人もいいだろうし、町でも金を少なく払うにいいだろう。そこら辺を何回も言っているのだけれども、何で同じ設計屋であつてそれを取り入れられないか。おかしいのではないですか。その辺をどう考えているの。同じ設計屋だよ。だからわざと設計屋をどこでやっているのだと聞いたのだ。同じ設計屋であれば当然そういうのはイコールでしょう、できるでしょう。

その他にこの山田型のやつをどういう業者とどういう人たちで構成して、どういうふうな波及を狙ってきたのか。山田に対して、それが全然見えてこない。現在に至るわけだ、今だってそうでしょう。この住宅を造るといったって、同じ設計屋でやったらちゃんと安くできるのではないですか。そこら辺をもう一回答弁頼む。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

山田型住宅の件でございますが、災害公営住宅は課長が言っているとおり仕様が違います。高くなっているのですが、グレードが高くなっています。あくまでも山田型住宅というのは個人が自主再建するためにいかに安く、低廉に建てるかというふうなことで山田の業者が協力して、うん、これであれば51万でできるというそういった合意のもとにやった、計画しているものであります。災害公営住宅はこれよりもぐっとグレードが高いということで、どうしても高くなります。そういった違いがあるということをご理解してください。

あと、業者の名簿で質問あったので業者の部分は説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

山田型復興住宅の業者のメンバーでございますけれども、協議会に入っている二十数社、リーフレットございますけれどもそちらの業者の方で低廉な住宅を進めてもらうということで進めてございます。

織笠の高台については数件の方がご希望なさっておりまして、今後また増えてくると考えてございます。

（「もっとしゃべりたいけれども、あとはこれ以上しゃべられない
のだものな」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第5号 船越第8団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第6号 田の浜団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

建築住宅課長に申し上げます。

資料4の部分について訂正がありますので、それも含めて変更をお願いします。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

最初に資料4の部分でございますけれども、当日差し替えになって申し訳ございません。右側の部分の坪数の部分が、当初16.6で資料配布いたしましたけれども、19.6坪の間違いでございましたのでご了承願いたいと思います。

それでは、議案第6号 田の浜団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

委託協定の締結理由は平成24年6月に岩手県と山田町で締結した災害公営住宅整備事業の実施に係る覚書において、県と町との建設戸数割合について、全体供給戸数の約3分の2を県が建設することとしており、船越地区の災害公営住宅について町が県に建設委託を実施して、早期完成を図ろうとするものです。

それでは委託協定について説明いたしますので、資料1をごらんください。田の浜団地災害公営住宅整備事業の協定額は、税込5億8,827万9,000円となります。

次に、資料2をごらんください。建設予定場所の位置図であります。防災移転促進事業区域船越第8団地内に建設するものです。

資料3をごらんください。赤枠で表示している箇所が団地の計画配置図であります。整備する建物は鉄筋コンクリート造り3階建て、2DKタイプが18戸、3DKタイプが2戸、2DKタイプの車椅子用が1戸で合計21戸となっております。

資料4をごらんください。階数別の平面図となっております。床面積は2DKタイプが16.6坪、2DKタイプの車椅子用が19.6坪、3DKタイプが19.6坪となっております。

次に契約について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の期間は平成28年2月12日から29年9月30日までとしております。協定の相手方は岩手県となります。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

2月に入ってから事業が本格的に始まると思うのですがけれども、ここの団地のところのこの集合住宅建てるのも1戸建て建てるのももちろん賛成なのですがけれども、工事をするに当たっての道路が今

もって目に見えてこないのだけれども、そういうところは心配ないのですか。大丈夫できるかというところ。それが1点目。

あと、もう1点は住宅を建てる前から要望していたことなのですけれども、1戸建ての場合はそれなりにスペースがあって物置とかもあるのですけれども、漁村である田の浜とか大沢に集合住宅を建てた時にはそれなりの物置のスペースが必要ではないのかということを書いてきました。町のほうもそういうことは対応しますという返事もらっております。今回こういうふうに県に委託してやっているわけですけれども、いつ、後付けになるのはしょうがないと思いますけれども、こういうところを予定していますよ、くらいも一応入れておいてもらえればここに住む人たちは安心すると思うのですけれども。

この2点をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

1点目の道路の完成時期についてでございますけれども、今盛んに高台の造成工事を行っております、3月中には完成ということで実質建築工事のほうは4月から乗り込む形で進めてございます。

あと、2点目の集合住宅の中での物置のスペースのことでございますけれども、集合タイプにつきましても戸建と同じ大きさのものを設置することで進めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

1点目の取り付け道路のほうですけれども、期間が区切られているわけですので、一番いいのはぐるぐる回れるロータリーみたいな格好にすれば早く終わるのは目に見えていることです。心配しているのは、どうしても田の浜のほうからの入っていく道路が全然目に見えてこない。そこが心配しているのですけれども、ちょっと質問がずれるかもしれないですけれども、答えるにいいのであれば進捗状況、それを聞きたい。

もう1点。スペースを確保してくれるということは分かりました。じゃあここを借りる人たちにもそれは知らせておいてもらいたいと思いますので、そこは要望でいいです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

浦の浜・田の浜の道路の工事の関係なのですけれども、実際工事が遅れておまして、建築住宅課長のほうで今年度中というお話がありましたが、今回繰り越しの議案も補正予算の中で提案する予定

になっております。まず、船越第8団地の前の巨大のり面があるわけですが、断層のずれによりましてのり面の滑り面が発見されたということで、その施工、グラウンドアンカーを打ったり、その面を抑える工事等を行っております。それと第5団地、第6団地の造成が少し遅れておりまして、その関係で現在仮設道路として使っている道路があるわけですが、その道路を引き続き使わなければならないということもありまして、浦の浜・田の浜線の道路事業が若干遅れているというところでございます。完成時期は今年の9月ごろには全面開通ということで、今年の9月ごろまでちょっとずれ込みそうだという状況でございますが、災害公営の建築に関しては現在の工事中道路、早川1号線の部分、それと海蔵寺のところの工事中道路を使いながら施工はできるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。6番。

○6番木村洋子議員

田の浜に限らずなのですが、ペットとの入居というのはどういうふうになっているのか。田の浜の仮設のほうでは結構ペットを飼っている方々も多いので、希望を取りながらやっているとは思いますがそこら辺を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

船越に限らないわけですが、ペットにつきましては戸建ではなく集合タイプの中で進める形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

希望とかは出ているとは思いますが、それに沿った形で災害公営のほうの、それも計画されてきちんとなっているのでしょうか。ほかの災害公営とかの話をちょっと聞いたのですが、希望しているのだけれども、ペットと一緒に入れるところが少ないのですということをちょっと話を聞いたのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

平成25年にアンケート調査を実施いたしまして、その時にペットを希望される方についての戸数は把握してございます。ただし、地区だけで入れればよろしいわけですが、そうならない場合も

ございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第6号 田の浜団地災害公営住宅整備事業業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第7号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第7号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成27年第4回山田町議会臨時会で議案第85号として議決をいただいたものです。今回の変更は2事業について変更するものです。

委託協定額について説明しますので、資料1をごらんください。1つ目の防災集団移転促進事業は、変更前109億6,300万円に6億600万円増額し、115億6,900円とするものです。2つ目の山田地区道路事業③は新たに40億7,772万4,000円増額するものです。

次に事業概要について説明しますので、資料2をごらんください。今回変更する事業区域を赤線で表示しております。防災集団移転促進事業は区域面積約2.2ヘクタールの山田第3団地の造成整備を行うため増嵩となるものです。山田地区道路事業③は、長崎7分団屯所付近から柳沢地区までの約1.2キロメートルの路線である町道細浦・柳沢線の北側部分の整備を施工するため新たに追加する事業となります。

次に契約について説明しますので、議案本文をごらんください。変更前の金額366億5,293万9,000円に46億8,372万4,000円を増額し、413億3,666万3,000円とするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

いくつか質問したいと思いますけれども、変更の事業というのは2つということですが、この全体の計画は、当初は29年度、それが1年延びたように記憶しているのですが、そうしますと全ての事業が31年3月には完了するというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それからもう1つは今黒枠の中で変更の部分がありますが、山田地区の道路事業について、40億契約金というのですか、こういう場合にはそれぞれ単独で細かく事業の説明があったのですが、これはURがどこかにまた委託するときに議会にかかるのでしょうか。それともこれはここで決まれば議会に中身についてかかるということはないのでしょうか。その点をお伺いします。

もう1つは、その下に国道45号の復興事業というのがあって、ここは変更金額というのはないのですが、これはそのとおり今事業が進んでいるというふうに理解していいのか。そしてよくここで聞かれるのが、実は残存建築物がいくつかあるのです。あれをどうするのだというふうに聞かれるのですが、45号線にかかるであろう残存の建物について、どのような処理の仕方をしているのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、1点目の復興事業の全体計画、29年度から延びるのかということですが、URと締結している業務委託協定につきましてはそれぞれの事業によって異なってまいります。まず、道路事業については30年度までの委託になりますので、31年3月までには完了するという計画です。山田第3団地についてはこれまでも皆さんにお示ししておりますとおり、29年度中の完成を目指して進めていくことにしております。

2点目の山田地区道路事業について、今回議決をいただければ、その後議会にかかることはないのかということですが、そうです。今回議決をいただければ、その後URにこの業務を発注いたしまして事業を進めていくということになります。

次に、45号の計画ですが、残存の建築物はどうなってくるのかということですが、この部分に関しては国の道路事業で当たってくる部分がございますので、国のほうから建物の移転解体費については交換金という形でお金が国から入ってくると。その部分も含めてこの国と委託している

委託契約金額の中にその部分も入っているという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そうしますと、山田地区の道路事業、細浦・柳沢線の一部なのですけれども、これも一部ですよ。今の話では全体が31年の3月には終わる予定と理解しなければならないと思うのですけれども、ただこの事業について、その部分的な事業についていつからいつまでかかってこの事業が完成するかというふうなことはこれから分からないですよ。そういうふうにあとは議会にかからない、全てUR任せだと。これもやはり問題があるのではないですか。いつ終わるかというふうに聞かれたときにこの部分ですよ、我々町民になんて答えたらいいのです、計画が。もう少しやはり40億かける事業であればもっと詳細に出してもらわないとこれ困りますよ。それこそ40億をぼんと、さっきから丸投げという形がありましたけれども、後は適当に使ってください、施工の期間もないのですもの、これに。その辺についてやはりきちんとしてもらわなければならないのですけれども、ちょっとお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

細浦・柳沢線の道路の施工につきましては、柳沢から細浦までという長いスパンの区間になってございます。今回新たに提案いたしました道路事業③の部分については第3団地から長崎の第7分団の屯所まで、その間にトンネル施工もあるということで金額が大きくなっている部分でございます。それぞれ工区を分けて契約しておりまして、それぞれの開通時期というのは異なっております。当然山田病院ができる防災拠点の部分につきましてはことしの夏ごろ山田病院は開業するという話もございまして、その部分については病院まで行ける道路部分については、そこまでの間では完成させるという計画では進めております。町民の方に対して説明ができないということですので、この部分については町のかわら版等通して開通時期がいつになるのかという部分については情報提供はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

補足でご説明いたします。建設課長申した議会に諮ることはもうないということをお返したわけですが、これは議案として議会に提出することはないということをございまして、中身について議会に一切お知らせしないという、そういう趣旨のことではございません。中身につきましては今ま

でもそうであったとおり、全員協議会とか特別委員会の場で町の考え方というのは議員の方々にご説明をし、議員の方々からもいろいろご意見があればそれを賜りながらURと協議をして進めていきたいと、そういう趣旨でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

やはり、こういうふうに40億をかけてここからここまで道路を新設しますよというふうな提案でしょう。そうすれば当然議会にいつから着工していつこの道路が完成すると、こういうふうなことを示さなければならないのではないですか。今の話で病院はいつごろにできそうだからそれまでには間に合わせたいと、こういう答弁はちょっと問題があると思いますよ。ちゃんと病院はいつ完成します、それに間に合わせるからいついつまでにはできますとこういうふうにしてもらわないと私はこれはちょっと承認しろといっても町民に対して申し訳ないような気がします。いかがですか、今問題になっているでしょう、この予算の使い方が。そういうときにぼんと40億やってくださいと、あとはみんな任せますということよろしいのでしょうか。やはり工期期間というのは出した以上あるのではないのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

計画の内容につきましてはこれから詳細設計を進めていく上でURとの委託協定が必要だということで、今回急いで臨時議会で提案させていただいたものです。今後詳細設計を進めていくことによって山田第3団地から長崎までの部分の道路の詳細設計等ができてきますので、その中身ができた段階では議員の皆様にはご説明をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

今いろいろ山田地区道路事業について質問があり、回答がありましたが、そうすればこの区間において、例えば今地権者がどれくらい、何人くらいいるとかなんとかというのは詳細設計がなければ分からないということと今答弁の内容を聞いていて思いましたが、それでいいのかどうか確認したいと思います。

そしてまた、道路事業については平成30年度まで、第3団地については平成29年度までという回答がありましたが、その辺についてよく私も聞かれるもので、たしかにこの協定の議案についている中身については道路事業、平成30年度までと理解していいのか。

そしてまた先ほど田の浜団地のほうで説明がありましたように、道路事業が約6カ月遅れると。6カ月といえば半年なわけですけれども、そのような長い期間遅れるということがあり得るということは、施工管理とかそのようなのはどのようになっているのか。URのほうでやっているのか、町は全く関係ないのか、ただ受けて向こうで延びますというのをそのまま伝えられて、議会等に答弁して、町民の皆様にもそのように伝えて、また6カ月がっかりさせるという状況になるかと思うのですけれども、その辺についての施工管理についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1点目の地権者等の関係でございますが、大体の道路線形については固まっておりますので、地権者誰々あたるかというのは把握しております。今後詳細設計をしていく中で実際の用地幅とかが確定してきますので、その時点で面積が確定してくるということになります。

道路事業について、あと第3団地の完了年度ですけれども、現在の計画では先ほどご説明したとおり道路事業については30年度、第3団地については29年度の予定で進めているところでございます。

3点目ですけれども、施工管理のことですが、これについてはURあとはCM含めた形でいろいろ協議の場がございますので、その中で話をしながら進めているという状況でございます。URとかCMJVから遅れるというのをただ単に聞いているということではございません。協議をしながらどういふ状況で遅れているのかというのも確認しながら協力して事業を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

それでは私の質問がおかしかったのか、そうすれば今回協定で変更増になるこの1.2キロの道路も平成30年度までと解釈してよろしいか再度伺いたいと思います。

あと、施工管理について協議しながら事情を納得して延長を認めざるを得ないというふうな今の答弁で解釈できるのですけれども、やはり町側とすれば工程はできるだけ守って私ども町民に対してそのように答えていますので、それに沿うように可能な限り町のほうも自分たちの考えることと、町民のことを考えながらできるだけ、今までもそうやっていると思いますが、できるだけ町民側に立った協議の仕方でもらいたいと思うのですけれども、その辺についていかななものかという2点についてお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路事業については現在の計画では30年度まで、31年の3月の完了という予定では進めております。施工管理の部分ですけれども、今後もUR、あとは請け負っている大林CMJVを含めた形で調整をし、協議をし、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開します。

今執行部のほうに申し入れをしました。今回の皆さんに何を提案をして何を言いたいかという問題について趣旨を執行部から話をしてもらおうと。それからこれをやった場合にどのくらいの期間がかかるか、詳細設計とかいろんなものがあると思うのですが、それを答弁させます。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回の道路事業についてですけれども、これまで復興庁と協議をしてきました。事業費がトンネル工事がある関係で、増大にかかるということで復興庁との協議がいろいろ長引いてきたことは事実でございます。その中で今回復興庁との事業予算の整備が整ったということで認められたということで、早急に27年度内に調査設計に着手したいということで今回事業費も含めて議会に提案ということにさせていただきます。

整備延長については1,193メートル、トンネルについては約343メートルでございます。事業年度に関しては30年度中、31年3月末に完了するというので進めているものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑ありますか。12番。

○12番山崎泰昌議員

この業務委託はこれからこういうふうな新しい町を作りましょうということで提案されて皆さん了承してやったことで、ようやくこの大きいトンネルのところが決まったというのは非常にいいことだと思います。遅延がないように進めていくことだけが希望です。あと、決まったことなのだから執行部の答弁もちょっとおかしいと思うのだ。もう少し自信を持って言ってもいいと思う。すみません、そういうことです。

○議長（昆 暉雄）

質疑をおわります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第7号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第12、議案第8号 平成27年度山田町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第8号 平成27年度山田町一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。今回の補正予算は年度末近くではありますが、復興事業の進捗状況に対応し、年度の切れ目なく事業を展開していくため、復興関連事業に関する繰越明許費並びに債務負担行為の補正及び緊急性の高い歳入歳出予算に限定をして編成を行ったものであります。歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,180万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ578億2,300万2,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、3ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。今回補正予算において繰越明許費として翌年度に繰り越して使用しようとする事業は次の3事業であります。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名道路事業(復興交付金事業)金額11億3,523万1,000円、8款土木費、4項都市計画費、事業名防災集団移転促進事業(復興交付金事業)金額10億4,718万9,000円、8款土木費、6項住宅費、事業名山田型復興住宅普及推進事業(復興交付金事業)金額1,422万6,000円であります。これらは事業の一部が平成27年度中に完了することが困難と見込まれることから、繰越明許費としてあらかじめ予算議決を得ようとするものであります。

次に4ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正であります。これまでに議決いただきました債務負担行為に、次の4事業を追加し、3事業を変更しようとするものであります。まず、追加分であります。国道45号岩手45号復興事業(追加分)については、期間を平成27年度から28年度ま

で、限度額を5億5,900万円とし、三陸国道事務所から町が受託し実施している同事業に追加して複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。土地区画整理事業（復興交付金事業）（追加分）については、期間を平成27年度から28年度まで、限度額を2億1,942万9,000円とし、施工中の織笠地区震災復興土地区画整理事業に追加して、複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。山田地区復興事業鉄道施設調査設計事業（復興交付金事業）（町直営実施分）については、期間を平成27年度から28年度まで、限度額を3,40万円とし、復興事業に関連して整備が予定されている山田地区の踏切3カ所の設計業務について、複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。織笠地区防災集団移転促進事業（復興交付金事業）（町直営実施分）については、期間を平成27年度から28年度まで、限度額を2,000万円とし、織笠川周辺低地部の土地利用の検討などの業務について、複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。

5ページをごらんください。変更分であります。道路事業（復興交付金事業）（追加分）については、大沢、織笠、山田地区等の道路街路整備事業の増額に対応するため変更するもので、期間には変更ありませんが、限度額を24億5,278万4,000円増額し、65億3,050万8,000円に改めようとするものであります。防災集団移転促進事業（復興交付金事業）（追加分）については、織笠地区の防災集団移転促進事業等の増額に対応するため変更するもので、こちらも期間には変更ありませんが、限度額を5億1,512万1,000円増額して、11億2,112万1,000円に改めようとするものであります。津波復興拠点整備事業（復興交付金事業）（追加分）については、山田地区の同事業の増額に対応するため変更するもので、期間には変更ありませんが、限度額を22億359万4,000円増額し、50億8,159万4,000円に改めようとするものであります。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについて説明をいたします。7ページをお開きください。まず歳入であります。10款1項1目地方交付税2,401万1,000円の増額は、1節普通交付税及び震災復興特別交付税の増によるものであります。これによりまして、平成27年度の予算計上額は普通交付税が31億7,204万3,000円に、震災復興特別交付税が93億853万1,000円となるものであります。18款繰入金、1項基金繰入金、5目復興交付金管理運営基金繰入金1億779万3,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成27年度末の現在高は、約319億円程度となる見込みであります。

次に歳出であります。9ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路事業費1億2,484万円の増額は、15節田の浜地区道路事業道路築造等工事費の増によるものであります。

10ページをお開きください。4項都市計画費、4目防災集団移転費600万円の増額は、13節の織笠地区防災集団移転促進事業低地部跡地利用検討業務委託料の増によるものであります。

次のページの最終行をごらんください。以上のおおりの歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,180万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ578億2,300万2,000円としようとするものであります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

1つ目が9ページが一番下の田の浜地区道路事業ですけれど、先ほどの議案の中で、のり面の滑りが見つかってその部分ということなのですけれど、それに伴って宅地の引き渡しの時期は遅れるのかどうか。その引き渡した土地に住宅を建設する場合に道路工事の遅れが影響しないのかどうか。先ほどは大丈夫そんなことを言っていたのですけれど、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

あと1つが次のページが一番上、織笠地区防災集団移転の低地部の利用検討業務委託ですけれど、これに600万ですけれど、これがどこに委託してどの程度まで委託するものなのかの具体的な使い方の設計まで入ってくるのか、それとも何に使うのかを検討するだけなのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1点目の道路事業についてですけれども、のり面の滑り、断層のずれの滑りの施工についてはもうアンカーボルトを打ちまして完了しております。現在切り下げを進めておりまして、田の浜の地区の集落と繋ぐことで今進めているところでございます。宅地の引き渡しの影響については現在のところ大丈夫だろうというふうに考えておりまして、計画どおりことしの6月ごろには引き渡しはできるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

2点目の織笠地区の低地部の利活用検討業務でございますけれども、いわゆる防災集団移転で買収をしまして災害危険区域として指定されたところの再利用をどうするかということのことは、全町的に課題となっているところでございます。まず、大体進度が早い織笠地区の低地についてこれからどういうふうに利活用を図っていくかということを検討する業務、大まかに言えばそういうこととなりますけれども、利活用すると言ってもただ土を盛って平場にすれば活用ができるというものではもちろんないわけです。当然道路を整備し、高台団地から水も出てきますので、その水路をどういうふうに整備して、例えば工場をここに誘致しても工場の排水をどのような経路で流すかということまでも検討をして、そうしなければどなたも来ていただけないということになりますので、主にはそういうインフラ系の整備にどれくらいお金がかかるのか、どういうふうな設計をしていけばいいのかということを含めて27、28でその辺の調査検討業務をしたいということの予算取りでございます。発注先についてはまだ未定でございますので、これから入札をかけて決めていくということになります。

す。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

最初の田の浜の高台のところは道路工事が住宅建設には影響がないのかについて、先ほど答弁がなかった。

次の織笠の低地の利用ですけれど、これから入札ということなので、この 600 万というのは目安というか、もうちょっと安くなる可能性もあるということではないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1 点目の住宅建築に影響がないのかということですが、影響はございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご質問のとおりでこれから入札になりますので、それによって安くなる可能性はあると思います。あるいはなかなか落札していただけないということも想定はされる。それはどちらも想定はされます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

織笠の低地の利用ですけれど、委託してそちらのほうだけで考えるというわけではなく、それに町も、地元の人も入って考えていくべきかと思うのですけれど、その点について。委託してそれで終わりなのか、それとも工場用地にするにしても何かの用地にするにしても、住民の希望とか町の希望が入るのが当然かと思うのですが、その点についてももう 1 度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今回の調査は、いわゆる検討するにしてもたたき台がなければ検討にならないと思います。ですので今回はお大まかな使い道、お大まかな道水路の設計ということで、概略の設計になります。それが大まかのプランが出て、絵ができて次第町の考え方も伝え、たたき台をつくり、その後に議員様を中心に議員さんのご意見をいただきながら、あと地域の方々の意見も必要になれば当然そういうことも聞

かなければならないと思いますけれども、そういうことで詳細には決めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申し訳ございません。先ほど住宅の整備に関して影響はないと言い切ってしまいましたけれども、これは第8団地に限ってでございます。実際道路整備が遅延しているということもございまして大体9月には完成するというところで進めているわけですが、舗装工事はどうしても遅くなってしまいます。ですので、舗装されていない状況では通行可能ということですので、住宅の建築には特には影響はないだろうということでございます。

それと第5団地と第6団地については埋蔵文化財調査で宅地造成が遅れておりますので、その部分については引き渡しは遅れると。大体9月ごろになるということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

1点だけお聞きしますけれども先ほど債務負担行為のほうですか、2,000万というのがあったのがいわゆる今話している織笠地区の浸水地域の利用をどうするかという検討するものの一部だろうと思っているのです。そこで今補正で出てきたということは、やはり27年度中にこの検討する会社に、会社かどうかわかりませんが、委員会でもいいのですけれども、そういうのをつくってやはりそこに検討してもらおうということだろうと思うのです、27年度中に。そうでなければ今緊急に補正で出てくる必要がないわけです。やはり今年度中にやるということであれば、一つの構想というものはある。どういうところにこの計画の検討を依頼しようとしているか。私はやはりこれは町民がどういうふうに望んでいるか、例えば私の1つの案で申し訳ないのですけれども、運動公園をあそこに持ってきたらいいのではないかと、そういう検討だってあるのだろうと思うのです。そういうことでこれからも町が使っていくことですので、そういうのを含めて町民からいろんな知恵を出しあっていいものを作り上げていくというふうにしてもらいたいと思うのですけれども、今考えている構想というのですか、構想といえば変ですけれども、どういうところに委託するつもりかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今回の補正予算は600万ですけれども、債務負担のほうで2,000万と、トータルで2,000万ということなので、27、28でとりあえず27年度は600万で発注をしたいということでございます。いろいろ構想の

お話もしていただきましたけれども、発注先はコンサル担当になるわけですからけれども、町としての考え方のたたき台というのはできていないわけではなく、町としてはできれば産業用地として活用したいと。産業用地とすれば面積的に余るだろうから残ったところは地区の方々が憩える場所でどうだろうというのはたたき台で、それをもとにコンサルさんからいろいろ検討していただきたいと思っています。やはりいろいろアイデアたくさんあるのですけれども、何をするにつけても建設の予算、それを維持していくための予算というのを無視しての計画というのはつくれないわけです。今回の委託料につきましても、国のほうと相談をして復興交付金の効果促進という事業を活用させていただきてやるわけですからけれども、その先の整備についても多額の町の金を投入するというのはなかなか難しい話であろうということも思っておりますので、そこら辺をにらみながら構想は構想としてそれは大事なことだと思いますけれども現実的に町として無理のない計画というのはなんなのかということそこを念頭に置きながら大まかな計画を作り、当然できましたらそれは議員の方々にもいろいろご議論をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

かいつまんで申し上げます。予算の関連でございました。先ほどおっしゃられるとおりに債務負担行為で2,000万、これが総額でございます。現在この債務負担行為を議決いただければ2,000万の範囲で27、28、2カ年間で実施するものを検討するというところでございますので、先ほどの中で27年度中に終わる予定かという部分がありましたので、そこはご理解を直していただきたいなと思います。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私は2,000万について今年度中に使うなんていう気はさらさらないです。問題はちゃんと500万ですか。500万を補正に回しているわけですから、今年度中に使いたいと。そうでなければ今緊急に提案する必要はないわけで、それで聞いていることなのです。ですから私は2,000万を今年中に使うなんていうのはさらさら思っていません。ただ、今話があったように、やはり議員からも、また町民だってなかなか意見がたくさん出てきたって困るのですけれども、やはり将来的に町民が使うものですから、そういうのを聞くような機会を持ってもらいたいなとこういうふうに思っております。

これ要望ですので、以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか、6番。

○6番木村洋子議員

3ページなのですが、1点だけお聞きします。山田型復興住宅についてなのですが、1,400万という

ことですが、これはモデル住宅の建設が27年度困難のことなのかな、まさか、と思って聞いていたのですが、その中身をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議員さんおっしゃるとおり当初は27年度でモデル住宅を建設するというので進めておりましたが、復興庁との協議とかそういう中でちょっと時間がかかりすぎまして、実際入札は1月に実施したわけですけれども、その時には全てというか業者さんが辞退した経緯もございまして、それは1番は工期がちょっと短いということもございまして、今回繰越をあげさせていただきまして、年度はまたぎますけれどもできるだけ早い段階でモデル住宅を建設したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ちょっとがっかりしたのですけれども、大体どれくらいの期間ということをもし分かれば教えてほしいし、楽しみにしている方々もいらっしゃるのをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

入札で契約ができれば、3カ月もあればモデル住宅は建設可能と考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

先ほど2番議員の質問に関連することになるのですけれども、10ページ目の織笠地区の業務委託料ですけれども、これ復興交付金に申請した目的というのは、あの辺の排水路整備ですか、それとも有効利用のほうでそれらも含めた水路等の排水の整備等の関係で認められたのか、それともあそこを有効利用として例えばこのようなのを町として整備して産業の振興を図りたいということで復興交付金の事業として認められたのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

有効活用でございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

有効活用ということだと、例えば造成とか何とかまでは多分2,000万では入らないと思いますが、ただ計画だけの有効活用なわけですね。

あともう一つは先ほど2番議員から出ていたように、回答によりますと町としてできる財政の規模にのみ捉われた有効利用というふうに聞こえたのですけれども、まず町民が納得して理解して、これくらい私たちはこの地域に例えば運動施設とか、草野球ができる施設とか、あとは企業立地できるような用地をここに作りたい。多分企業誘致の部分は難しいと思うのですけれども、憩いの場をつくりたいとか、例えば給食センターをあそこに立地したいとかそういう町民の合意ができるのであれば、財政面のほうでは姿勢として無理をしてということはないのですけれども、ある程度の町民の総意であれば行政が考える枠の中にはまらないで、もう少し大きな規模で町民の後押しがあれば無理できるのではないかと思うのですけれども、その辺について復興推進課長は先ほどの答弁を踏まえて私が今しゃべったのと、それを踏まえてどのように考えるか答弁をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

今回の2,000万というのは計画業務だけでございますので、その他工事費については計画次第ですけれども、工事費については別枠になると。それも町の思いだけではその予算が獲得できるという保証はないので、国と協議の中でそれらについては予算はつけましようとかそれは無理でしょうとか、いろいろやり取りは当然出てきます。それは別枠でこれからの協議ということになります。

それから跡地の利用に関してですけれども、いわゆる町民の総意ということでございますけれども、それを議論するのはまさしくこの議会の場だというふうに私は認識をしておりますので、議会の方々からいろいろご意見を賜り、それが町の当局のほうでも一定の理解が深められ、それに向けてやるということであれば、例えばいろいろ補助がなければできないとか単費投入してもすべきとか、それはいろいろ判断はその都度その都度変わってくるだろうと思いますけれども、それは当然町でも町長のご指示をいただきながらいかがいたしましようかということでご相談をしながら、議会の方とも相談をして決めていくと、そういうことになるのだろうと思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今の答弁でよく理解できました。最初からこのような大きな規模での事業費は無理だろうからというように押しつけというか、そのような態度でなくて、皆さんの意見を聞いて進めたいという態度で

今後も考えていってもらいたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

ご要望といたします。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第8号 平成27年度山田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前11時48分閉会